

平成28年5月25日
地下水・地盤環境室

地下水の水質汚濁に係る環境基準における項目名の変更について

1. 概要

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の名称、土壤の汚染に係る環境基準（以下「土壤環境基準」という。）の項目名を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」と定めるとともに、地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）のうち「塩化ビニルモノマー」の項目名を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に変更した。

2. 背景・経緯

平成21年11月、地下水環境基準の項目として「塩化ビニルモノマー」が追加され、基準値が0.002mg/L以下と定められた。

これを受けて、平成25年10月7日、環境大臣から中央環境審議会（以下「中環審」という。）会長に対し、「土壤の汚染に係る環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の見直し等について」諮問が行われ、中環審における審議及びパブリックコメント手続を経て、平成27年12月28日に「塩化ビニルモノマー」を土壤環境基準及び土壤汚染対策法に基づく特定有害物質に追加することが適当である旨の答申がなされた。その際、パブリックコメントにおいて「塩化ビニルモノマー」の用語についての意見が提出され、特定有害物質等として用いる名称については、環境省において検討することとされた。

土壤汚染対策法の特定有害物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令で用いられている名称を採用することとしていることや、本物質による地下水の汚染事例は、ほとんどが嫌気性条件下でのトリクロロエチレン等の分解により生成したのものによると考えられることを踏まえ、特定有害物質の名称を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」とし、平成28年3月24日付けで「土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令」（平成28年政令第74号）を公布した。同様に、平成28年3月29日付けの告示「土壤の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成28年3月環境省告示第30号）において、土壤環境基準の項目名を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」と定めるとともに、同日付けの告示「地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（平成28年3月環境省告示第31号）において、地下水環境基準のうち、「塩化ビニルモノマー」の項目名を「クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）」に変更した。

これらの政令・告示は、平成29年4月1日付けで施行される。

地下水の水質汚濁に係る環境基準について

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条に基づき定められている水質汚濁に係る環境基準のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準については、以下のとおり現在28項目が定められている。

【改正前】

項目	基準値	項目	基準値
1. カドミウム	0.003mg/L以下	15. 1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
2. 全シアン	検出されないこと	16. 1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
3. 鉛	0.01mg/L以下	17. トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
4. 六価クロム	0.05mg/L以下	18. テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
5. 砒素	0.01mg/L以下	19. 1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
6. 総水銀	0.0005mg/L以下	20. チウラム	0.006mg/L以下
7. アルキル水銀	検出されないこと	21. シマジン	0.003mg/L以下
8. PCB	検出されないこと	22. チオベンカルブ	0.02mg/L以下
9. ジクロロメタン	0.02mg/L以下	23. ベンゼン	0.01mg/L以下
10. 四塩化炭素	0.002mg/L以下	24. セレン	0.01mg/L以下
11. 塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	25. 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下
12. 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	26. ふっ素	0.8mg/L以下
13. 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	27. ほう素	1mg/L以下
14. 1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	28. 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

【改正後】

項目	基準値	項目	基準値
1. カドミウム	0.003mg/L以下	15. 1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
2. 全シアン	検出されないこと	16. 1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
3. 鉛	0.01mg/L以下	17. トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
4. 六価クロム	0.05mg/L以下	18. テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
5. 砒素	0.01mg/L以下	19. 1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
6. 総水銀	0.0005mg/L以下	20. チウラム	0.006mg/L以下
7. アルキル水銀	検出されないこと	21. シマジン	0.003mg/L以下
8. PCB	検出されないこと	22. チオベンカルブ	0.02mg/L以下
9. ジクロロメタン	0.02mg/L以下	23. ベンゼン	0.01mg/L以下
10. 四塩化炭素	0.002mg/L以下	24. セレン	0.01mg/L以下
11. クロロエチレン (別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L以下	25. 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下
12. 1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	26. ふっ素	0.8mg/L以下
13. 1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	27. ほう素	1mg/L以下
14. 1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	28. 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下